

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成27年 8 月 4 日
【会社名】	株式会社ヤマックス
【英訳名】	YAMAX Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂森 拓
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市中央区水前寺 3 丁目 9 番 5 号
【電話番号】	0 9 6 (3 8 1) 5 8 7 1
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長岡 純生
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市中央区水前寺 3 丁目 9 番 5 号
【電話番号】	0 9 6 (3 8 1) 5 8 7 1
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長岡 純生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 213,520,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤマックス 東京支店 (東京都中央区新川 2 丁目 9 番 6 号) 株式会社ヤマックス 福岡支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) (注) 上記の福岡支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所 ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供 する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	785,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1. 平成27年8月4日取締役会決議。
2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。
振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	785,000株	213,520,000	
一般募集			
計(総発行株式)	785,000株	213,520,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
272		1,000株	平成27年8月21日		平成27年8月21日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を振込むものとします。
4. 上記株式を割当した者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヤマックス 管理本部 総務課	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 熊本支店	熊本県熊本市中央区花畑町3-8

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
213,520,000	200,000	213,320,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、関係書類作成費用の概算等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分による上記差引手取概算額は、埼玉工場の自動化ラインの更新及び各工場の製造設備の更新等の設備資金として全額を充当する予定であり、その支出予定時期は平成27年8月以降であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係**

割当予定先の概要		
名称	宇部三菱セメント株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 氣仙 伊作	
資本金	8,000百万円	
事業の内容	セメント、セメント系固化材、スラグ粉等の販売	
主たる出資者及びその出資比率	宇部興産株式会社	50.00%
	三菱マテリアル株式会社	50.00%
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	- 株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当該会社は、当社で製造するコンクリート二次製品の原材料であるセメントの仕入先であります。	

割当予定先の概要		
名称	共和コンクリート工業株式会社	
本店の所在地	北海道札幌市北区北8条西3丁目28番地	
代表者の役職及び氏名	取締役社長 本間 丈士	
資本金	833百万円	
事業の内容	土木建築用コンクリート製品の企画開発及び製造・販売、 土木建築工事の設計・施工管理、その他附帯業務	
主たる出資者及びその出資比率	太平洋セメント株式会社	34.40%
	共和企興株式会社	30.45%
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	- 株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当該会社と当社の間において土木用コンクリート二次製品の 売買取引があります。	

割当予定先の概要				
名称	株式会社栗本鐵工所			
本店の所在地	大阪府大阪市西区北堀江1丁目12番19号			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第119期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
提出者と割当予定先との間の関係				
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数		- 株	
	割当予定先が保有している当社の株式の数		- 株	
人事関係	該当事項はありません。			
資金関係	該当事項はありません。			
技術関係	該当事項はありません。			
取引関係	当該会社の連結子会社である日本カイザー株式会社と当社 の間において建築用コンクリート二次製品の売買取引があ ります。			

割当予定先の概要		
名称	株式会社ダイクレ	
本店の所在地	広島県呉市築地町1番24号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 山本 浩	
資本金	460百万円	
事業の内容	金属製品製造業	
主たる出資者及びその出資比率	ダイクレ総業株式会社	13.71%
提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	- 株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当該会社は、当社の製造する道路用コンクリート二次製品に必要なグレーチング(鋼鉄製格子状側溝蓋)の仕入先であります。	

b. 割当予定先の選定理由

当社は、昭和38年の会社設立以来、土木・建築用コンクリート二次製品の開発、設計、製造及び販売を主たる業務とし、「人と環境の最適な調和を提唱し、豊かな社会の発展に貢献します。」の経営理念のもと、広く社会基盤整備事業に従事してまいりました。

現在、当社は、発行済株式数11,580,000株の22.66%にあたる2,625,130株を自己株式として保有しております。この自己株式を保有することとなった主たる要因は、平成24年9月に大株主であった連結子会社の茂森興産株式会社(吸収合併時、当社の株式を2,430,000株保有)を吸収合併したことに依ります。この連結子会社の吸収合併以降、継続的に自己株式の活用について社内検討を重ねた結果、取引先との関係強化により事業基盤を強固にし、将来にわたる安定株主を確保することを目的として活用することが望ましいとの結論に至りました。そこで、信頼できる取引先に対して自己株式の引受について交渉の結果、この度の割当につきましては、同意を頂きました宇部三菱セメント株式会社、共和コンクリート工業株式会社、株式会社栗本鐵工所、株式会社ダイクレの4社に対して第三者割当による自己株式処分を行うことを決定いたしました。

また、今後におきましても、当社の意向に賛同頂き自己株式の引受に同意頂ける取引先に対し、第三者割当による自己株式の処分に取り組んで参りたいと考えております。

割当予定先の選定理由は以下のとおりであります。

イ 宇部三菱セメント株式会社

宇部三菱セメント株式会社は、当社で製造するコンクリート二次製品の原材料であるセメントの主要仕入先内の1社であります。第三者割当を引き受けて頂くことによる取引関係の強化が、当社の事業基盤の強化に繋がるとの判断から、同社を割当予定先として選定いたしました。

ロ 共和コンクリート工業株式会社

共和コンクリート工業株式会社は、港湾・河川向けコンクリート二次製品を主力に、全国に数多くの営業拠点・工場を有するコンクリート二次製品業界のリーディングカンパニーであります。第三者割当を引き受けて頂くことによる互恵関係構築により、双方が有するノウハウ等の技術的補完と双方が有する生産設備や工法等の経営資源を有効に活用することは事業拡大に繋がります。当社の事業基盤の強化に貢献するとの判断から、同社を割当予定先として選定いたしました。

八 株式会社栗本鐵工所

株式会社栗本鐵工所は、当社が取引させて頂いている日本カイザー株式会社の親会社であります。日本カイザー株式会社は、建築・土木分野においてカイザートラス筋を用いる各種工法を確立させる等、技術力に高い評価を得ているハーフプレキャストメーカーであり、当社で製造する建築用コンクリート二次製品の仕入先かつ販売先であります。第三者割当を引き受けて頂くことにより、取引関係が強化され当社の事業基盤の強化に貢献するとの判断から、日本カイザー株式会社に割当引受けを打診したところ、同社の親会社である株式会社栗本鐵工所より今後の株式会社栗本鐵工所グループ全体での互恵関係構築を視野に株式会社栗本鐵工所において割当引受けの同意を頂きましたので、株式会社栗本鐵工所を割当予定先として選定いたしました。

二 株式会社ダイクレ

株式会社ダイクレは、当社の道路用コンクリート二次製品に必要な不可欠なグレーチング（鋼鉄製格子状側溝蓋）のトップメーカーであります。第三者割当を引き受けて頂くことでコンクリート二次製品に関する情報を共有する等、土木用セメント製品事業の分野において取引関係が強化されるとともに、ビジネス機会の拡大に繋がることから、当社の事業基盤の強化に貢献するとの判断により、同社を割当予定先として選定いたしました。

c. 割り当てようとする株式の数

宇部三菱セメント株式会社	当社普通株式	365,000株
共和コンクリート工業株式会社	当社普通株式	220,000株
株式会社栗本鐵工所	当社普通株式	150,000株
株式会社ダイクレ	当社普通株式	50,000株

d. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、長期的に本自己株式処分により取得する株式を保有する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先との間で、本件第三者割当の期日から2年間において、割当予定先が本件第三者割当により取得した当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面にて報告し、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定であります。

e. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込に要する資金の存在に関して、株式会社栗本鐵工所（東京証券取引所1部上場）については、直近の有価証券報告書により、本自己株式処分に係る払込に必要かつ十分な現預金を保有していることを確認しております。

また、宇部三菱セメント株式会社、共和コンクリート工業株式会社、株式会社ダイクレの3社については、直近の財務諸表等の提示を受けることにより、本自己株式処分に係る払込に必要かつ十分な現預金を保有していることを確認しております。

f. 割当予定先の実態

株式会社栗本鐵工所は、東京証券取引所に上場しているため、当社は、株式会社栗本鐵工所が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を確認することにより、株式会社栗本鐵工所の役員及び主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

また、宇部三菱セメント株式会社、共和コンクリート工業株式会社、株式会社ダイクレの3社については、直接のヒアリングやインターネット上に掲載のある情報を分析するなどして調査を行い、宇部三菱セメント株式会社、共和コンクリート工業株式会社、株式会社ダイクレの3社の役員及び主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

以上のとおり、当社は、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

処分価格は、本件第三者割当による自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成27年8月3日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である272円といたしました。この算定方法を採用いたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」から、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価格)を基準として決定することとされていること、また、当社は平成27年7月31日に平成28年3月期第1四半期決算短信を発表しており、公表日以降の市場で形成された価格の方が、一時的な株価変動の影響などの特殊要因などが無い限りは算定根拠として客観性が高く合理的なものと判断したためであります。

なお、当該処分価格につきましては、取締役会決議日の同直前営業日までの1ヶ月間(平成27年7月4日から平成27年8月3日まで)の終値の平均値273円(円未満切捨て)に対しては0.37%のディスカウント、同直前営業日までの3ヶ月間(平成27年5月4日から平成27年8月3日まで)の終値の平均値286円(円未満切捨て)に対しては4.90%のディスカウント、直前営業日までの6ヶ月間(平成27年2月4日から平成27年8月3日まで)の終値の平均値296円(円未満切捨て)に対しては8.11%のディスカウントとなります。

当該処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、前述のとおり合理的と考えられる算定根拠により決定した価格であり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断しております。

また、取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)全員からも、当該処分価格は合理的と考えられる算定根拠により決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な処分価格には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式処分数785,000株の発行済株式数(11,580,000株、平成27年3月31日現在)に占める割合は6.77%(自己株式処分前の総議決権8,951個に占める割合は8.76%)と一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、今回の自己株式処分により調達する資金は、その全額を設備投資に充当する予定で、当社の生産能力を維持し、更なる事業基盤の強化・安定を図る事で当社の企業価値を向上させることが出来るため、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
茂森 潔	熊本県熊本市東区	942,000	10.52	942,000	9.68
茂森 拓	熊本県熊本市中央区	411,000	4.59	411,000	4.22
宇部三菱セメント株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地	-	-	365,000	3.75
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	332,000	3.71	332,000	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	312,000	3.49	312,000	3.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	306,000	3.42	306,000	3.14
ヤマックス従業員持株会	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号	291,720	3.25	291,720	2.99
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	240,000	2.68	240,000	2.47
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	240,000	2.68	240,000	2.47
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7-18	235,000	2.63	235,000	2.41
計	-	3,309,720	36.97	3,674,720	37.74

(注) 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第52期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年8月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年8月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第52期事業年度）の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年8月4日）までの間において、下記臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成27年7月2日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月25日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	5,682	11	-	(注)1	可決(99.81%)
第2号議案	5,683	10	-	(注)2	可決(99.82%)
第3号議案				(注)3	
茂森 潔	5,682	11	-		可決(99.81%)
茂森 拓	5,683	10	-		可決(99.82%)
甲斐 広志	5,683	10	-		可決(99.82%)
名村 朝克	5,683	10	-		可決(99.82%)
久野 俊文	5,683	10	-		可決(99.82%)
西田 親良	5,683	10	-		可決(99.82%)
長岡 純生	5,683	10	-		可決(99.82%)
田辺 洋治	5,679	14	-		可決(99.75%)
第4号議案				(注)3	
松本 秀光	5,680	13	-		可決(99.77%)
松井 敏	5,360	333	-		可決(94.15%)
中島 邦介	5,668	25	-		可決(99.56%)
第5号議案	5,683	10	-	(注)3	可決(99.82%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以上

3 自己株式の取得等の状況

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第52期事業年度)の提出日(平成27年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成27年8月4日)までの間における自己株式の取得等の状況については、下記のとおりであります。

(1) 取得状況

該当事項はありません。

(2) 処理状況

該当事項はありません。

(3) 保有状況

該当事項はありません。

4 最近の業績の概要

平成27年7月31日に開示いたしました平成28年3月期第1四半期決算短信に記載されている第53期第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）に係る四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。

なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令 第64号）に基づいて作成したものではありません。

また、この四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	265,247	128,395
受取手形及び売掛金	3,959,428	2,976,256
商品及び製品	1,899,165	2,207,977
未成工事支出金	410	33,850
原材料及び貯蔵品	228,530	249,973
その他	213,146	240,387
貸倒引当金	15,699	12,550
流動資産合計	6,550,229	5,824,290
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,234,741	1,219,000
土地	3,551,713	3,551,713
その他(純額)	1,157,095	1,203,045
有形固定資産合計	5,943,550	5,973,759
無形固定資産	140,952	138,695
投資その他の資産		
その他	855,760	852,781
貸倒引当金	94,483	93,999
投資その他の資産合計	761,276	758,781
固定資産合計	6,845,779	6,871,236
資産合計	13,396,009	12,695,526
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,065,976	3,596,298
短期借入金	2,818,169	2,841,100
未払法人税等	41,030	21,142
賞与引当金	73,793	148,469
役員賞与引当金	6,400	6,400
その他	733,244	552,078
流動負債合計	7,738,613	7,165,489
固定負債		
長期借入金	1,886,329	1,768,678
役員退職慰労引当金	99,433	102,570
退職給付に係る負債	466,328	457,840
その他	106,201	101,499
固定負債合計	2,558,292	2,430,589
負債合計	10,296,906	9,596,078

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,752,040	1,752,040
資本剰余金	602,184	602,184
利益剰余金	1,172,227	1,162,458
自己株式	392,982	393,155
株主資本合計	3,133,468	3,123,527
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	45,949	51,829
退職給付に係る調整累計額	80,315	75,909
その他の包括利益累計額合計	34,365	24,079
純資産合計	3,099,102	3,099,448
負債純資産合計	13,396,009	12,695,526

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	2,864,442	3,113,654
売上原価	2,344,171	2,423,352
売上総利益	520,271	690,301
販売費及び一般管理費	608,300	637,690
営業利益又は営業損失()	88,028	52,611
営業外収益		
受取利息	122	350
受取配当金	3,288	3,373
受取賃貸料	6,601	7,898
貸倒引当金戻入額	5,287	3,806
その他	414	4,160
営業外収益合計	15,714	19,590
営業外費用		
支払利息	27,757	20,794
手形売却損	4,398	5,248
その他	4,176	2,984
営業外費用合計	36,331	29,028
経常利益又は経常損失()	108,645	43,173
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	108,645	43,173
法人税、住民税及び事業税	3,569	12,714
法人税等調整額	159,373	4,550
法人税等合計	155,804	8,164
四半期純利益	47,158	35,008
親会社株主に帰属する四半期純利益	47,158	35,008

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	47,158	35,008
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,441	5,879
退職給付に係る調整額	4,471	4,406
その他の包括利益合計	2,029	10,286
四半期包括利益	49,188	45,295
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	49,188	45,295

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	土木用セメント製品	建築用セメント製品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,895,334	951,146	2,846,481	17,961	2,864,442	-	2,864,442
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	980	980	-	980	980	-
計	1,895,334	952,127	2,847,462	17,961	2,865,423	980	2,864,442
セグメント利益又は損失()	69,276	6,662	75,938	26,261	49,676	137,705	88,028

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産関連事業及びサービス事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 137,705千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	土木用セメント製品	建築用セメント製品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,361,498	718,960	3,080,458	33,195	3,113,654	-	3,113,654
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	816	816	-	816	816	-
計	2,361,498	719,777	3,081,275	33,195	3,114,471	816	3,113,654
セグメント利益又は損失()	114,402	113,183	227,585	29,631	197,953	145,342	52,611

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産関連事業及びサービス事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 145,342千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第52期)	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	平成27年 6月26日 九州財務局長に提出
---------	----------------	--------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社 ヤマックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 高司	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村 正之	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマックス及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヤマックスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヤマックスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社 ヤマックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 高司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村 正之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマックスの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。